

報告第43号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月17日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第30号

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年12月9日

つくば市長 五十嵐 立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に關し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和6年10月1日 午前9時10分

2 事故発生の場所

つくば市緑ヶ原三丁目101番

3 相手方

4 事故の概要

相手方が、つくば市道1010号線を西に向かって走行中、街路樹から落下した枝によって車両を損傷させたもの

5 損害賠償額

金394, 061円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金394, 061円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。